

第39回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和4年2月1日（火）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

（委員）安斎康史、伊藤栄紀、小川理佳、佐藤みゆき、千葉和彦
矢部良二、山崎暁彦、吉田徹（委員長）、吉成宣子
渡辺敏光（五十音順、敬称略）

（説明者）田邊刑事部裁判官、柴山民事首席書記官、山口刑事首席書記官、細井事務局長、鎌田総務課長、小野寺人事第一係長、今野広報係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（敬称略）

吉田徹委員

(2) 委員長選任

委員の互選により、委員長に吉田委員が選任された。

(3) 前回委員会（テーマ：民事訴訟手続のIT化）以降の取組の報告 （鎌田総務課長）

ウェブ会議利用件数が増加していること、令和4年5月には郡山及びいわきの両支部で、同年7月には相馬、白河及び会津若松の各支部でウェブ会議の利用開始が予定されており、これらの支部では、地元の弁護士と模擬手続や意見交換を行うなど、本番に向けて準備を進めていること等を説明した。

(4) テーマ「新型コロナと広報活動について」

裁判所担当者から以下のとおり一般広報活動及び採用広報活動について説明した。

ア 一般広報活動について（田邊刑事部裁判官、今野広報係長）

今野広報係長から、裁判所における一般広報活動の意義、コロナ禍前の活動状況、コロナ禍における取組（オンラインの活用、感染防止に留意した裁判所見学、ウェブサイトの活用、メディアでの情報発信等）及びその課題について、また、田邊刑事部裁判官から、実際に担当したオンラインによる出前講義等の感想、メリット・デメリット等について説明した。

イ 採用広報活動について（小野寺人事第一係長）

裁判所における採用広報活動の意義、コロナ禍前の活動状況、コロナ禍における採用広報活動（オンラインによる業務説明会、採用試験説明会及び業務体験会）及びその課題について説明した。

(5) 意見交換の要旨

（委員）

バーチャル裁判所見学のページ中に「夏休み」という表現が見られたので、時宜にかなった文言への更新が必要であると思う。また、同ページ中の令和5年からの裁判員の年齢引下げに関する記載についても、同年以降には表現が時宜にそぐわないものになるので注意が必要だと思う。

（委員）

説明の中で調停制度発足100周年広報キャラクターの紹介があったが、ぜひ取材をさせていただきたい。メディアの活用という点については、新聞社を大いに活用いただければと思う。

ウェブサイトの内容について、バーチャル裁判所見学など非常に工夫されていると思うが、他方で、多くの人に裁判所ウェブサイトへアク

セスしてもらうための工夫も必要であると思う。例えば、アクセス数が多いサイトにリンクを設定するなどの工夫はしているのか。

また、現在、新型コロナ感染についての広報についても非常に重要であると思うが、裁判所における発表の基準などについて参考のためお聞かせいただきたい。

所属先での活動について紹介すると、コロナ禍前は印刷工場の見学を実施し、多くの方に参加していただいていたが、現在は非常に重要な施設であることから見学は実施していない。出前講座については、小学生から社会人までを対象に新聞の読み方や作り方について1時間程度でお伝えする内容で実施しており、リモートでの講座も積極的に行い、今年度はすでに222件実施し、過去最高の数字となっている。他団体と連携しての講座も実施したことがあるが、裁判員制度の出前講義と当社の講座とで連携ができれば面白いかもしれないと思った。また、採用広報については、インターンシップでテレビ会議システムを利用して編集局の中を見ていただくこともしている。

(説明者)

裁判所ウェブサイトへのリンク設定は原則として自由とされており、実際に他の団体から申込みを受けてリンク設定をしたことがある。御指摘いただいたリンク設定の働き掛けについては可能な範囲で検討できればと思っている。

(説明者)

他のサイトとのリンクという点に関連して、採用広報については、最高裁においてフェイスブックを利用した広報を実施している。

(説明者)

新型コロナの感染者情報については、地方自治体の発表する情報に合わせて裁判所から報道機関に対して情報提供をしている。なお、ウェ

ブサイトへの掲載は行っていない。現時点で3例の感染者情報を確認しており、うち2例は上記のとおり発表し、うち1例は裁判所に登庁実績がない時点での感染だったため発表はしていない。

(委員)

他業種と連携しての広報活動という点については、今回の委員会を機に考えてみたい。

(委員)

他業種と連携しての広報活動について、弁護士会を代表しているわけではないので詳しくはお答えできないものの、裁判所職員の応募人数が減少しているとの説明や、司法試験の受験者が減っているとの状況に関して、背景として司法界に対する人気の無さということがあるとするれば、司法に関わる職業の紹介といった観点で、弁護士会、検察庁、裁判所との間で連携した広報ということは考えられるかもしれない。

今回の説明を聞いた感想として、裁判所の色々な広報キャラクターを知ることができ、このようなキャラクター等は、より多くの方に裁判所の情報にアクセスしてもらい良いきっかけになるものと思う。

説明の中でウェブサイトの閲覧者数がカウントされていない点は気になった。広報活動には相手の情報の受け取り方を踏まえて次の手を考えるという面があると思うので、いつ、どの地域の人がどの程度見ているのかという情報は非常に重要だと思う。

(委員)

調停協会連合会では、毎年11月に県内の各協会において調停手続相談会を開催しており、全国でも上位の受付件数となっている。ただ、コロナ禍の令和2年、令和3年については中止になった会場もあり、当連合会では固定した場所を持っていないため、コロナ対策ができる会場の確保や設営が難しいという点が活動における課題であると感じて

いる。相談会の広報については、ポスターやチラシを準備して、市町村や新聞社等に協力を依頼している。相談会に来られる方は、新聞や市政日より、地域のフリーペーパーを見た方が多く、裁判所のウェブサイトを見て来られる方は少ないように思う。

(委員)

今回の委員会では、コロナ禍における様々な広報活動の工夫を聞くことができ、大変参考になった。バーチャル裁判所見学は、一方的な説明だけではなく、クイズを取り入れることで見た方が自分の理解度を確認できるような工夫をされていて良いと思った。

所属組織での取組を紹介すると、年間を通して出前講座を実施しており、教育委員会とも連携しながら学校に対しチラシを配布するなどの取組をしている。出前講座の件数は、昨年度はコロナ禍の影響もあり30件程度だったが、今年度は予約も含めて70件程度となっており、そのうち7割程度が小学校・中学校・高校からの申込みである。件数の増加については、成人年齢引下げを見据えて、学習指導要領に金銭教育や消費者教育に関する内容が新たに盛り込まれ、学校においてもこういった内容の講座を聞きたいというニーズが高まっている背景があると感じている。

配布資料の裁判員出前講義のチラシはきれいに作られており、所属組織でも参考にしたいと思っている。なお、所属組織でチラシを作成する際には、一般向けのものと学校向けのものとで内容を変えており、例えば、学校の先生に響くようなチラシとするためには、どの分野の先生に見ていただきたいかというのを意識して作らないと効果的なものにならないと感じている。また、講義内容について、いつも同一内容なのか、それとも、成人年齢引下げなど旬な話題を取り上げた講義なのかという点でもチラシの作り方が変わってくると思う。所属組織のポスタ

ーやチラシでは、未成年の契約取消しができなくなるなど成人年齢引下げに関する内容についてお伝えしており、年明けにも高校から出前講座の依頼があったところである。

所属組織でもオンライン講座が可能であることはお伝えしているが、学校のクラス単位など大人数ではない依頼が多く、県内についてはほぼ伺って講座を実施しているのが実情である。オンライン講座を実施した例もあるが、接続等で苦労したことがあり、安定したネット環境を保障できるような状況でないとオンライン出前講座は難しいと感じた。このあたりは今後の課題と思っている。

5 次回（第40回）開催について

(1) 日時

令和4年6月27日（月）午後1時15分

(2) テーマ

裁判員裁判について

6 閉会